

## 「業と行為者を考察する第八章」

それに我が有るとする理由を否定する>因である業（行為）と行為者が有ることを否定する> [章の著述を説く]

ここに言う。「有為の本性を持つ、識<sup>1</sup>等の有為の諸法（現象）はまさしく有る。（何故ならば）その因である業（行為）と行為者が有る故である。世尊も、『無明と関係するこのプトガラ（人）、生者は、福德<sup>2</sup>の実現も、顕現して行う。福德でないもの<sup>3</sup>と不動<sup>4</sup>を実現することも行う。』等によって、業の行為者と、その業と、果である識等の有為も近く示されたのである。それに行為者が有るものは、存在するのであり、例えば壺の如くである。行為が無いものに行為者は無く、例えば亀の毛の衣の如くである。」

章の著述を説く>業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する>一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する>始めの二分類の行為と行為者を否定する> [主張命題を置く]

述べよう。もし、その生じさせるものである業（行為）と、行為者の二つが有るならば、識等の有為も有ることになるが、それらは無い。このように、

行為者になった者は、  
業（行為）になったことをしない。  
行為者でないとなくなった者も、  
業（行為）にならなっていないことをしない。 1

そこで、（行為）を為すので、行為者である。僅かでも（行為を）為すもののみを行為者と名付け、（行為を）為さなければそうではない。しかしその為すものも、行為者となった者か、（行為者）ではない者か、（行為者）でありそうでないとなった何者かであると考えられる。

行われるので、その業（行為）は、行為者の正しい願望となったものである。それも三種有り、（業）であるとなったものと、（業）ではないとなったものと、（業）であり（業）ではないとなったものである。

そこで、「行為を具える行為者であるとなった者は、業になった一行為を具え

1 識：識：知覚の主體的な部分。五蘊（色蘊・受蘊・想蘊・行蘊・識蘊）の一つ。または十二縁起（無明・行・識・名色・六処・触・受・愛・取・有・生・老死）の一つ。有為の例として挙げている。  
2 福德：福業。三業の一つ。来世人間や欲界の天に生まれる良い業（行い）。  
3 福德でないもの：非福業。三業の一つ。来世畜生・餓鬼・地獄に生まれる悪い（他者を害する）行い。  
4 不動：不動業。三業の一つ。来世上界に生まれる  
禅定となる業。意識状態が安定し、生まれ先の上界に確実に生まれるので、結果が動かない「不動業」と言われる。

たことをしない。」と言うことが、一つの主張命題である。そして、「行為と離れた、行為者ではないとなった者も、業になっていない—行為と離れたことをしない。」ということが、他の主張命題である。

始めの二分類の行為と行為者を否定する>理由を示す>第一命題の理由>

[誰も為していない業が有るという背理で否定する]

そこで、第一命題を良く論証しようと約して、説く。

そうであるとなった者に、行為は無い。  
行為者の無い業（行為）ともなる。

行為者であると述べることは、行為の因を持つものである故に、「為す。」という行為を具えるとなった何者かのみが、「行為者」という呼称を得ることになる。それ故に、そのような様相の、行為という因を持つ「行為者」という呼称を得た者に、彼がその業（行為）を為すとなる他の行為は無い。行為が無いので行為者が業（行為）を為さない時、行為者に相互関係無く、行為者の無い業（行為）となるが、行為者の無い業（行為）とはあり得るものでもなく、石女の子が壺を作るが如くである。そう考えれば、先ず、「(行為者) であるとなった者に行為は無く、行為者の無い業（行為）ともなるだろう。」という過失の背理となる故に、行為者であるとなった者は業（行為）を為さない。

第一命題の理由> [何も為さないことに行為者が有るという背理で否定する]

ここで、「業であるとなったものも、行為者が為すのではない。」と示す為に、

そうであるとなったものに、行為は無い。  
業（行為）の無い行為者ともなる。 2

と説かれた。「業であるとなった」とは行為を具えることである。行為という因（理由）を持つ「業」という呼称を既に得たものにおいては、また改めて、或る者がその行為を為すとなる、他の行為が有るのでもない。そう見れば、先ず、業（行為）であるとなったものに行為は無いのである。他の行為が無い時に、業（行為）であるとなったものは、まさしく行為者が為すのではない。業（行為）に第二の行為が無い故に、（第二の行為を行為者が）為さない時には、その業（行為）の行為者は業（行為）が無い—業（行為）は存在せず、その業（行

為)を為さぬのみにおいて行為者となるが、これは正しいのでもない。無間業<sup>5</sup>でないものには、無間業の行為者は見られない。

理由を示す>第二命題の理由> [無因となる背理によって否定する]

そのように、「行為者であるとなった者は業(行為)であるとなったことを為さない。」と正しく論証して、ここで行為者でないとなった者も業(行為)でないとなったことを如何様に為さぬかを示す為に説く。

もし、行為者になっていない者が、  
業になっていないことを為すならば、  
業に、因は無いとなる。  
行為者も無因となるだろう。 3

業(行為)でないとなったものは、因が無くなるだろう。行為者でないとなった者は、行為と離れるのであるが、行為も「行為者」と名付けられる原因である故に、行為と離れた行為者も因が無くなるだろう。

第二命題の理由> [それを主張することに過失を述べる]

「無因という言説を承認するとしても、因と果は丸ごと排斥されるだろう。」と説く。

因が無ければ、果と、  
因も合理とはならない。

因を承認したとなれば、「因によって生じさせられたものが果であるが、その生じさせるものが、因である。」ということが正しい。例えば壺の因は粘土であるが、壺は結果であり、ろくろ等はその能作因<sup>6</sup>であるが如くである。無因という言説を承認したならば、因に相互関係しない故に、虚空の花のように壺は無いが、壺が無ければその能作因が有ると何処でなろうか。そのようであれば、

「因が無ければ、果と、因も合理とはならない。」

それ故に、

<sup>5</sup> 無間業：死んで間を空けず来世地獄に生まれる業なので、無間業と呼ばれる。母殺し・父殺し・阿羅漢殺し・僧の和合を破る・仏身を傷つける、の五種ある。五逆罪に同じ。

<sup>6</sup> 能作因：為す因。ある結果と別であり、その結果が生じる邪魔をしない事物。

それが無ければ、行為と、  
行為者と行為するものは、適さない。 4

それが無ければ一果と因が無ければ、何を為す為に行為が有るとなろうか。如何なる行為において、壺師が自在となることで行為者そのものであるとなろうか。粘土も、その我性が変化した以外、まさしく真実の成立させるもの（因）である面から「為すもの」であるとは正理ではない。

そのようであれば、先ず、  
「それが無ければ、行為と、行為者と行為するものは、適さない。」  
という。それ故に、

行為等が正理でなければ、  
法と非法は、有るのではない。

このように、祭祀が殺生を捨て去る行為について自由になったことより行為者となり、業（行為）が為すものになった面より殺生を捨て去る行為を為す時、そこに、法が近く生じることになる。その如く、善業の道である善の行為によって成されるものである十業と、善法の始まりである三宝と、父と母と、それより他の供養に値するものに対する供養等の定義を持つものにも当てはめたまえ。

その如く、行為と行為者と行為するものが無ければ、殺生等の定義を持つ非法も無くなる背理となることより、反転させて述べたまえ。

「そのように法と非法が無い時、その果も無い。」と示す為に説く。

法と非法が無ければ、  
それから起こった果は無い。 5

法と非法の二つが無ければ、法と非法によって生じさせられる果を望むことや、望まないことも無くなるだろう。それ故に、

果が無ければ、解脱や、  
繁栄（善趣）となる道は不合理である。

もし、世間道の果である静慮と無色の定義を持つ善趣が有るとなれば、その時、その為在世間の道を修することは素晴らしいとなるが、もしそれも、解脱

の定義を持つ、涅槃という果が有るならば、その為に出世間の八正道を修することになるものであるが、果が有るのではない時、

「果が無ければ、解脱や、繁栄となる道は不合理である。」

他にも、そのように果が無ければ、

諸々の行為一切も、  
まさしく無意味である背理となる。 6

農作業や、商売や、賃金労働の行為等、結果の為に始めるそれら一切のものも、果が無ければ不合理である。それ故に、そのように、

「諸々の行為一切も、まさしく無意味である背理となる。」

これらは、無意味でもない。それ故に、余すこと無き誤りの根源となる、善趣や浄化解脱を抹消し、地獄の有情等の大断崖の因である、見られ、見られない因である事物と矛盾する故に、「行為者であるとなっていない者が業（行為）になっていないことを為す。」というこの説は、全く劣悪である。

一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する > [第三分類の行為と行為者を否定する]

それ故に、そのように二つの主張命題を正しく論証して、そこで「双方の本質である行為者が、双方の本質である業（行為）をも為さない。」と説く。

行為者になって（行為者に）なっていない者は、  
（業に）なって（業に）なっていないことを為さず、

業（行為）であり業（行為）でないとなった、行為を具え行為を具えないことを、行為者であり（行為者で）ないとなった者は為さない。何故ならば、

そうであり、そうでないとなった一において、  
互いに反する故に、何処にあらうか。 7

一つの事物において、同一時に「行為を具えるのでもあるが行為を具えないのでもある」というこれは、まさしく正しくない。それ故に、行為者であり（行為者で）ないとなった者も、業（行為）であり業（行為）でないとなったことを為さない。（何故ならば）『有るのではない故である。』と考察された。

## 頭句論 [第8章]

業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する＞不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する＞ [それぞれの行為者が、方向の違うそれぞれの業（行為）を為すことを否定する]

そのように、一致する方向に過失を述べ、一致しない方向をも斥けようと約して説く。

行為者になった者が、  
（業に）なっていない業は為さず、  
（行為者に）なっていない者も、（業に）なったことを為さない。

先ず、行為を具える行為者であるとなった者が、行為を具えない業（行為）になっていないことを為さない。何故ならば、

ここでも、その過失となる背理になる。 8

故である。

「そうであるとなった者に、行為は無い。行為者の無い業（行為）ともなる。」<sup>7</sup>

と説かれ、そのように行為者であるとなった者は業（行為）を為さない。業（行為）であるとならなかつたことをも為すのではなく、業（行為）であるとならなかつたことは無因となるが、それ故に、

「因が無ければ、果と、」<sup>8</sup>

等は一切の過失となる。

それ故に不一致の方向とは、既に前述した諸々の理由で批判した故に、再度理由を挙げることはしない。

「行為者であるとなった者が業（行為）であるとならなかつたことを為さない。」と斯様に示された如く、既に説明した読み方にならって、「行為を具えない行為者でないとなった者が、業（行為）であるとなったことを為さない。」等も、解説したまえ。

不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する＞

[方向の違う業（行為）を二つずつ為すことを否定する]

そのように先ず、不一致の方向について、それぞれの言葉を分析した面から過失を述べて、ここでそれぞれの言葉に二つずつの言葉を分析して過失を述べようと約して説く。

<sup>7</sup> 「そうで…なる。」：『根本中論』第8章2偈。

<sup>8</sup> 「因が…果と、」：『根本中論』第8章4偈。

行為者になったことと、  
 共にある者は、業（行為）になっていないことと、  
 （業に）なって（業に）なっていないことを為さない。  
 理由は先に示した故である。 9

行為者になったことと共にある者は、業（行為）であるとなっていないことと、業であるとなり業であるとなっていないことを為さない。どのようにといえ、理由は先に示した故である。」と説かれた。

そこで、

「そうであるとなった者に、行為は無い。」<sup>9</sup>

等によって、行為者になったことと共にある者は、為さない。業（行為）になっていないことも為さず、

「業に、因は無いとなる。」<sup>10</sup>

「因が無ければ、果と、」<sup>11</sup>

等によって、過失を既に示した故である。

業（行為）となり業（行為）となっていないことも為さない。

「そうであり、そうでないとなった一において、互いに反する故に、何処にあらうか。」<sup>12</sup>

と説かれた故である。

そのように先ず、行為者であるとなった者が、業（行為）であるとならなかつたことと、業（行為）であり業（行為）でないとなったことを為すのではない。

ここで「行為者でないとなった者も、業（行為）であるとなったことと共にあることと、業（行為）となり業（行為）となっていないことを為すのではない。」と説く。

行為者になっていない者が、  
 業になったことと共にあることと、  
 （業に）なっておらず（業に）なつたことを為さない。  
 理由は先に示した故である。 10

<sup>9</sup> 「そうで…無い。」：『根本中論』第8章2偈。

<sup>10</sup> 「業に…となる。」：『根本中論』第8章3偈。

<sup>11</sup> 「因が…果と、」：『根本中論』第8章4偈。

<sup>12</sup> 「そう…あらうか。」：『根本中論』第8章7偈。

行為者であるとなっていない者は、無因となるが、

「因が無ければ、果と、」<sup>13</sup>

等によって過失を既に述べた故に、行為者になっていない者は、(行為を) 為さないのである。業(行為) となったことと共にあることも為さず、

「そうであるとなったものに、行為は無い。業(行為) の無い行為者ともなる。」<sup>14</sup>

という背理になる故である。業(行為) であり業(行為) であるとなっていないことも為さず、

「そうであり、そうでないとなった一において、互いに反する故に、何処にあらうか。」<sup>15</sup>

と説かれた故である。

ここで、まさしく行為者であるとなり(行為者) であるとなっていない者も、両方の本質であれば、業(行為) であるとなったことと、(業) でないとなったことの何れをも、如何様に為さないかを示す為に説く。

行為者になって(行為者に) なっていない者は、  
業になったことと(業に) なっていないことを  
為さない。これも理由は、  
先に示したものによって、知りたまえ。 11

行為者であるとなり(行為者) でないとなった者は(行為を) 為さない。

「そうであり、そうでないとなった一において、互いに反する故に、何処にあらうか。」<sup>16</sup>

と説かれた故である。

業(行為) となったことも為さず、

「そうであるとなったものに、行為は無い。業(行為) の無い行為者ともなる。」<sup>17</sup>

という背理になる故である。無因である業(行為) になっていないことも為さない。

「因が無ければ、果と、」<sup>18</sup>

等によって、過失を既に述べた故である。

<sup>13</sup> 「因が…果と、」:『根本中論』第8章4偈。

<sup>14</sup> 「そう…なる。」:『根本中論』第8章2偈。

<sup>15</sup> 「そう…あらうか。」:『根本中論』第8章7偈。

<sup>16</sup> 同上。

<sup>17</sup> 「そう…なる。」:『根本中論』第8章2偈。

<sup>18</sup> 「因が…果と、」:『根本中論』第8章4偈。



それ故に、そのように一致する方向と不一致の方向において、行為者と業（行為）として成立したことは、一切の様相において正理ではない。それ故に、「識等有為の本性を持つものはまさしく有る。（何故ならば）その因である業（行為）と行為者が有る故である。」と言ったことは、正理ではない。

章の著述を説く > [世俗名称として業と行為者を設ける方法]

ここで言う。「『諸事物は無い。』という、これを、君は確認したのか？」といえは。

そうではなく、事物は本性と共にあると言う君にとっては、事物と離れたことより、一切に対して抹消があり得るが、我々は依拠して生じた（縁起である）故に、一切事物の本性そのものを近しく認めない。然れば、何を抹消することになるうか。

斯くも『宝行王正論』より、

「逃げ水を『これは水だ』と、思いそこへ行ってから、もし『その水が無い』と、捉える者はまさしく愚かである。その如く逃げ水のような、世間を『有る』あるいは『無い』と、捉えることは蒙昧であり、蒙昧があれば解放されない。」<sup>19</sup>

「無知から先に分別し、後に真如の意味を確信するならば、事物が認識されない、その時、無事物であると何処でなろうか。」<sup>20</sup>

と説かれた。それ故に、そのように本性の無い諸事物において、斯くも言説された様相が成立することが、何処に有ろうか。

「それ故に、陽炎の水に等しい世俗の諸事物は、世間人の誤りを承認して、ただこの縁そのものであると承認したのみから成立したのであるが、他によってではない。」と説く。

行為者は業（行為）に依拠しており、  
業も（行為者）そのものに、  
依拠して起こる以外、  
成立した因は見られない。 12

ここで、為さず、業（行為）に相対の無い者は、まさしく行為者ではない故に、行為者の「行為者そのもの」は業（行為）に相対してであり、行為者が為しつつあるのでなければ、何ものも業（行為）そのものであるとはならないの

<sup>19</sup> 「逃げ水……ない。」：『宝行王正論』第1章 55・56 偈。

<sup>20</sup> 「無知……なろうか。」：『宝行王正論』第1章 98 偈。

で、まさしく為しつつあることを業であると述べる故に、業もまさしくその行為者に依拠して起こったのである。そのように業（行為）と行為者は互いに相対して成立したより以外、成立した他の因は見られない。

章の著述を説く > [その正理を他に適用する]

「斯くも、業（行為）と行為者の二つは相互関係して成立したのであるが如く、他の諸事物も（相互関係して成立したの）である。」と類推する為に説く。

その如く近取を知りたまえ。

業（行為）と行為者を除いた故である。

「その如く」というこれによって、背理を挙げたばかりの業（行為）と行為者という世俗名称を示す。近く取るので近取である。そのようであれば、これによって近く取る行為を示したが、それによっても自らを成立させるものである行為者と、その近く取る者は近く取られる対象より認識する。近く取られる対象と近く取る者の二つも、業（行為）と行為者のように相互関係して成立したのであるが、自性によって（成立したの）ではない。

また、「何故自性によってではないのか」といえば。

「業（行為）と行為者を斥けた故である。」

と説かれた。「除いた」とは「斥けた」意味である。「故である。」という言葉によって、理由を保持する。それ故に、意味は「我々が或る理由によって業（行為）と行為者を除いたと説いた、それらの理由のみによって、近く取られる対象と近く取る者も否定したと知りたまえ。」というこれが合理となる。

業（行為）と行為者を否定したので、この二つは相互関係して成立したのだと確認されるのみではない。他にも、

行為者と業（行為）によって、

残余の事物について知りたまえ。 13

といい、「知恵を持つ者は」とは付け足す言葉である。知恵者は、業（行為）と行為者や、近く取られる対象と近く取る者より別の、他の事物である生じさせられるもの（果）と生じさせるもの（因）や、行く（行為）と行く者や、視られる対象と視るものや、性相と事相や、起こされる対象と起こすものや、その如く、支分と支分を持つものや、功德と功德を持つものや、量と所量等の、余

すこと無いそれら事物を、業（行為）と行為者の分析によって自性として有ることを否定して、まさしく相互関係して成立したのであると知りたまえ。それらの分析も、『入中論』より確認したまえ。

もし、『残余の事物を知りたまえ。』というまさしくこれによって、近く取られる対象と近取者の意味を既に了解している故に、再度掲示したことは適さないのではないか」といえば。

これはもっともであるけれども、しかしながら分析対象として主要となったことを知らせる為に、近く取られたものと近取者を個別に挙げた。このように後続の章においても、この二つのみの考察が概ね起こるとなる。

因である業（行為）と行為者が有ることを否定する＞ [了義の教証と合わせる]

まさしくそれ故に世尊が、

「心の地獄が恐ろしいことを私が示して、何千もの有情が悲しんだけれども、死に移り、酷い悪趣へ赴く、それらの衆生は如何なる時にも有るのではない。剣や大弓や武器を抜く、危害を為すものは有るのではなく、分別（概念作用）の力で、それらの悪趣において、身体に（凶器が）降ることを見るが、そこに武器は無い。心喜ばせる様々な花が咲き誇り、好ましい黄金の宮殿が輝く。ここに、それにも為すものは何も無く、それらは分別の力によって設けられたのだ。分別の力によって世間は尽く概念化して、想（識別作用）を捉えることによって幼子は尽く分類する。認識作用と非認識のそれも、起こるのではない。全くの分別（概念作用）であり幻や逃げ水の如くである。」

と説かれた。

因である業（行為）と行為者が有ることを否定する＞ [章の名を示す]

阿闍梨月称の御口より綴られた頭句より、「業（行為）と行為者を考察する」という第八章の解説である。